

氏名（本籍地）	藤井 明（広島県）		
学位の種類	博士（文学）		
報告・学位記番号	甲第 463 号（甲（文）第 53 号）		
学位記授与の日付	2020 年 3 月 25 日		
学位記授与の要件	本学学位規程第 3 条第 1 項該当		
学位論文題目	インド密教文献における仏教・ヒンドゥー教間の相克と調和 —Bhūtaḍāmaratantra を中心として—		
論文審査委員	主査	教授	博士（文学） 山口 しのぶ
	副査	教授	博士（文学） 渡辺 章悟
	副査	教授	博士（文学） 橋本 泰元

【論文審査】

藤井明氏の博士学位請求論文「インド密教文献における仏教・ヒンドゥー教間の相克と調和—*Bhūtaḍāmaratantra* を中心として—」は、インドで成立し仏教版とヒンドゥー教版が存在する宗教文献『ブータダーマラ・タントラ』*Bhūtaḍāmaratantra* を中心に、仏教とヒンドゥー教というインド発祥の2つの宗教が、インド宗教史においてどのように関係してきたかを、特に仏教における密教とヒンドゥー教におけるシヴァ教（シャイヴィズム）との関係性を中心に考察したものである。インド学仏教学の分野においては、近年サンスクリット・テキストの記述内容について仏教とヒンドゥー教を比較考察し両宗教の影響関係を探る研究が、特に欧米において盛んになってきており、藤井氏の論文もこの潮流を踏まえたものである。またこのような比較考察に基づく研究は、日本においては断片的な研究成果は示されているものの詳細な研究はほとんど見られず、その点において藤井氏の本論文における詳細な分析からなる研究は、非常に新しいものといえることができる。藤井氏の論文の構成は以下の通りである。

第I部 本編

第1章 本論文の目的と方法

- 1.1 Esoteric BuddhismとTantra の区分
- 1.2 密教と諸宗教との関わりに関する先行研究
- 1.3 本論文の目的と方法

第2章 密教経軌にみられる仏教とヒンドゥー教の関係

- 2.1 大自在天の記述を中心とした仏教とヒンドゥー教との関わり
 - 2.1.1 『陀羅尼集経』における大自在天
 - 2.1.2 『聖迦毘訶怒金剛童子菩薩成就儀軌経』における大自在天
- 2.2 大自在天の降伏譚
 - 2.2.1 『三卷本底哩三昧耶』、『大日経疏』、『大日経義釈』『十八会指帰』中の大自在天の降伏譚
 - 2.2.2 *Kāraṇḍavyūhasūtra* 『大乘莊嚴宝王経』中の大自在天の成仏
- 2.3 殺と降伏を伴った異宗教の取り込み
 - 2.3.1 『初会金剛頂経』における「降伏」の語義
 - 2.3.2 仏教諸文献に見られる「殺」の思想
 - 2.3.3 初期密教経典に見られる殺を伴う修法
 - 2.3.4 『初会金剛頂経』注釈文献に見られる殺と降伏
- 2.4 小結

第3章 *Bhūtaḍāmaratantra* における仏教、ヒンドゥー教間の関係

- 3.1 *Bhūtaḍāmaratantra* の先行研究とインド宗教史における文献的位置付け
 - 3.1.1 仏教版*Bhūtaḍāmaratantra* の先行研究と文献的位置付け

- 3.1.1.1 BBT の先行研究と文献分類
- 3.1.1.2 BBT を引用する諸文献
- 3.1.2 ヒンドゥー教版*Bhūtaḍāmaratantra* の先行研究と文献的位置付け
 - 3.1.2.1 HBT の先行研究とテキスト刊本
 - 3.1.2.2 Ḍāmara 文献とHBT の関係性
 - 3.1.2.3 BT の文献名を取り上げる例
- 3.2 仏教版、ヒンドゥー教版*Bhūtaḍāmaratantra* の内容比較
 - 3.2.1 *Bhūtaḍāmaratantra* のテキストと構成
 - 3.2.2 両版の発話者の異同から見る両BT の成立過程
 - 3.2.2.1 発話者の異同
 - 3.2.2.2 bodhisatva が示す対象
 - 3.2.2.3 Ba 写本中のŚūnya の瞑想の記述
 - 3.2.3 8ヤクシニーの修法
 - 3.2.3.1 BT のYakṣiṇīsādhana と他文献のYakṣiṇīsādhana
 - 3.2.3.2 BBT, HBT, UḍT 内のYakṣiṇīsādhana の記述
 - 3.2.4 マントラの暗号化
 - 3.2.4.1 *Hevajatantra* におけるマントラの暗号化
 - 3.2.4.2 単語と種字の対応（母音の指定）
 - 3.2.4.3 各文字の指定方法（子音の指定）
 - 3.2.4.4 ヒンドゥー教版*Bhūtaḍāmaratantra* におけるマントラの暗号化の法則
 - 3.2.4.5 母音対応列挙
 - 3.2.4.6 子音対応列挙
 - 3.2.4.7 種字を暗号化した上でのその対応の列挙
 - 3.2.4.8 HBT 本文中で暗号化されたマントラ
 - 3.2.5 ekaliṅga の記述を通じたシヴァ派との関連
 - 3.2.5.1 *Bhūtaḍāmaratantra* におけるekaliṅga
 - 3.2.5.2 他密教経軌内に見られる大自在天の住処
 - 3.2.5.3 ekaliṅga の定義
 - 3.2.6 *Bhūtaḍāmaratantra* 中の行者像
 - 3.2.6.1 BT における肉を売る修法
 - 3.2.6.2 密教文献に見られる肉、酒を売る修法
 - 3.2.6.3 インド文学における肉を売る修法

結論 異宗教間の混交のシステムの一端

謝辞

第II部 テキスト編 *Bhūtaḍāmaratantra*, BBT 10 章, HBT 11章 梵蔵漢対照テキスト、和訳
凡例

BBT 10 章、HBT 11 章サンスクリット対照テキスト

BBT 漢訳、BBT チベット語訳対照テキスト

BBT 10 章、HBT 11 章サンスクリット和訳

略号一覧 Abbreviations

参考文献一覧 References

以上のように本論文は、「第I部 本編」および「第II部 テキスト編 *Bhūtaḍāmaratantra*, BBT 10 章, HBT 11 章 梵蔵漢対照テキスト、和訳」の2部構成である。以下に各章の概要およびその評価について述べる。

第I部第1章「本論文の目的と方法」において、藤井氏はまず「タントラ」あるいは「タントリズム」の定義について、先行研究を比較検討している。これは一見ごく一般的な記述に映るかもしれないが、仏教タントラとヒンドゥー・タントラとの関連性を考察するにあたり、避けては通れない重要な作業である。従来多数の研究者がタントラの定義を行ってきているが、藤井氏は多くの先行研究を紹介し、その中でHodgeの12種のタントラの定義を一定の妥当性を持ったものと評価しながらも、時代、扱うテキストなどにより違いがあり、諸定義の間に「揺れ」が見られることを指摘する。

続いて氏は、19世紀前半の研究者Burnoufを始めとし、de la Vallee Poussin、B. Bhattacharya、A. Weyman、Snellgrove、および近年のA. Sandersonなど、また日本の梅尾祥瑞、宮坂宥勝、大塚信夫にいたるまで、密教（仏教タントリズム）とヒンドゥー・タントリズムという異宗教間交渉に関する研究史を述べている。藤井氏は、それら従前の研究は両宗教に共通もしくは対応する諸要素の比較、図像に関する事柄が中心であったが、近年文献内の具体的な概念や文章の貸借関係の研究が進んできたことを述べている。

その上で氏は、自身の論文の目的は「密教とヒンドゥー教がいかなる方法を以て互いを取り入れていったかという問題に関して、仏教版、ヒンドゥー教版の*Bhūtaḍāmaratantra* (略号 BT)の比較検討を中心として提示することにより、タントラ内に見られる両宗教の実際の具体例を明確に示すこと」であるとする。このことは19世紀から21世紀の現在に至るまで継続されてきた、インドにおける異宗教間交渉に関する研究の大きな流れを基盤とし、さらにそれを発展させていく試みを意味しており、その点において藤井氏の研究は大きな意義を持つと考えられる。また本章は、現在までの研究史を概観する上でも有用な記述であると評価できる。

第2章「密教経軌にみられる仏教とヒンドゥー教の関係」においては、密教がヒンドゥー教の要素をいかに自宗教に取り込んできたかに関し、大自在天（ヒンドゥー教のシヴァ神）への密教側の対応を中心に述べている。本章で藤井氏は、まず『陀羅尼集経』『聖迦毘訶怒金剛童子菩薩成就儀軌経』等の密教儀軌における大自在天への言及を分析し、大自在天は仏教者が修法において降伏の対象とする存在であると同時に、大自在天が現世利益を与えてくれる好ましい性格を持ち時には密教作法の中心として重要な存在ですらある、というアンビヴァレントな性格を持つことを指摘した。ここにおいて氏は、大自在天の持つ現世利益的な機能に着目した

仏教によるヒンドゥー神の取り込みの一つのパターンを明らかにしている。

さらに本章で藤井氏は、代表的な中期密教経典『初会金剛頂経』「降三世品」において、大自在天が一度は金剛手に降伏され殺された後仏国土にむかい、「Bhasmeśvaranirghoṣa（跋娑彌莎囉儂哩瞿沙）如来」となる点に注目し、また同様の記述がある『三卷本底哩三昧耶』『大日経疏』などと比較検討した。その結果氏は、仏教では「殺」という行為は否定されているが、その解釈には①「殺」は自性の変化であり殺すことではない、②「大悲心」による「殺」は肯定される、という2つのパターンが認められ、このような解釈は元来異教の神である大自在天を仏教が積極的に取り込むための合理化であることを述べている。『初会金剛頂経』における大自在天の降伏譚は有名であるが、藤井氏のように異宗教間の交渉の一現象としてとらえる視点は新しいもので、この点は評価に値する。

また降伏による「殺」および「仏国土における如来としての再生」のパターンと比較対照する内容として、氏は『大乘莊嚴宝王経』*Kāraṇḍavyūhasūtra*における大自在天の成仏についても取り上げている。本経において大自在天は降伏され殺されるのではなく、観音菩薩による「記別（成仏の予言）」という平和的なパターンを取ることを述べている。この異なったパターンによる大自在天の救済もしくは仏教への取り込みに関しては、論文口述試験において審査員から指摘があった。それは「大乘仏教もしくはそれ以前から、成仏に関して『誓願・授記・記別』のシステムがあるが、それを踏まえた上で密教においては合理的な『殺』を取り入れていることを、藤井氏が意識して記述すべきだった」という指摘であり、それに対し藤井氏は今後その流れを意識しながら研究を進めると返答した。

第3章「*Bhūtaḍāmaratantra* における仏教、ヒンドゥー教間の関係」が本論文の中心である。藤井氏はすでに前章で仏教（特に密教）へのヒンドゥー神の取り込みの例について述べてきたが、本章においては『ブータダーマラ・タントラ』（略号BT）を取り上げ、仏教とヒンドゥー教間の関係について考察した。同テキストは仏教版（略号BBT）とヒンドゥー教版（略号HBT）が存在し、内容も近似しており、仏教とヒンドゥー教の関わりを考察する上で注目すべき文献である。

BTの成立については、すでにB. BhattacharyaによりBBTがHBTに先行することが指摘されているが、藤井氏はBhattacharyaが明確に示さなかった具体的根拠を挙げて、Bhattacharya の説を補強している。その上で氏は仏教、ヒンドゥー教の諸テキストにおけるBTの引用記述などからBBTとHBTのインド宗教史における位置付けを行い、10世紀には現行のBBTが存在し、またBBTの成立後11世紀までにHBTが成立していた可能性があることを指摘している。しかしながら、藤井氏の論文はテキストの時代的な前後関係の探求に主眼をおくものではなく、あくまでも仏教とヒンドゥー教の要素の取り込みの構造を明らかにするものである。

第3章「3.2 仏教版、ヒンドゥー教版*Bhūtaḍāmaratantra* の内容比較」において、藤井氏は仏教、ヒンドゥー教における関係性をBBTとHBTの記述内容を比較検討し、両宗教における異宗教の要素の取り込みについて考察した。BBTにはサンスクリット校訂本、刊本が未だ存在せず、またHBTにも決定的なサンスクリット校訂本は見られないことから、藤井氏のBT研究は主

にサンスクリット写本（BBTとHBT）、チベット語訳（BBTのみ）、漢訳（BBTのみ）、および入手したHBTの刊本（使用写本が明記されていないもの）を対照して行われた。本章には、このような地道な比較対照作業の成果の一つとして、本論文で用いた写本、刊本の構成対照表と各写本のロケーションが示されている。

本章で扱ったBBTとHBTの比較対照において、藤井氏は主に以下の6つの点、すなわち(1) 発話者の異同、(2) bodhisatvaという語が示す対象、(3) 8ヤクシニーの修法、(4) マントラの暗号化、(5) ekaliṅga の記述、(6) 肉を売る修法を行う行者像、に着目し両テキストの記述内容を比較考察している。

(1)と(2)に関しては、BBTでは発話者がMahādeva（大天）、Vajradharamahākrodhādhīpati（金剛手）、Mañjuśrī（文殊菩薩）の3者である。いっぽうHBTでは、Unmattabhairava が Unmattabhairavī に教示する内容の中で Krodhabhairava と Mahādeva が対話する、という入れ子構造になっている。BBT、HBT各々の会話内容を比較すると、BBTで教えの賞賛者であるMañjuśrī に付加されているbodhisatva という語が、HBTではMahādevaもしくはKrodhabhairavaに付加され、さらにその付加される対象が写本により異なる、という混乱を示していることを藤井氏は指摘し、先のBhattacharyaのBBT先行説を再確認するとともに、BBTの内容をヒンドゥー教に合わせるためHBTでは教えの賞賛者であるKrodhabhairavaに置き換えたものの、bodhisatvaの語が残ってしまったという事実を指摘している。

(3)に関して氏は、BBTおよびHBTと、それらより後世の成立であるヒンドゥー教テキスト*Uḍḍāmaratantra* (UDT) における8ヤクシニーの修法の記述内容を比較検討した。その結果、UDTがヒンドゥー教のテキストにも関わらずBBT由来のヤクシニー修法を使用していることを指摘し、さらにBBTとUDTとの間に位置すべきタントラの存在も示唆している。

(4)に関する考察においては、藤井氏はHBTがBBT中のマントラを借用する際にマントラが暗号化されて説かれていることに着目し、密教経典『ヘーヴァジュラ・タントラ』（略号HT）の暗号化との比較を行った。その結果として氏は、HBTの暗号化の法則はHTともヴァイシュナヴァ派の法則とも異なることを指摘した。またHBTは暗号化を行いながらもBBTのマントラをかなり忠実に借用しているが、完全な借用ではなく、ヒンドゥーの文脈に応じて適宜改変して自身のテキストに取り入れていることを明らかにした。

(5)に関して氏は、BBTサンスクリット写本でekaliṅgaと呼ばれ、漢訳では「大自在天祠」もしくは「大自在天廟」と呼ばれる場所に着目し、BBTの記述内容を他のヒンドゥー教テキストの内容と比較検討した。その結果として、密教行者はヒンドゥーのシヴァ・リングのある寺院に赴き修法を行っていたが、リングを踏みつけるという記述もあることから、当時優勢となったヒンドゥー教のシヴァ信仰に対し、仏教側が何らかの対応をせざるを得なかった状況を氏は指摘している。また(6)においては、BBTとHBT双方に共通する「修行者が肉を売る」という記述が7～8世紀のインド文学*Mālatīmādhava*にも見られることから、この修法が広く当時のインドに広まり、仏教、ヒンドゥー教双方がその修法を借用していることを述べた。

以上の考察を踏まえ藤井氏は、本論文の結論「異宗教間の混交のシステム的一端」におい

て、本論文で考察対象としたテキストの中で、仏教（特に密教）とヒンドゥー教間の諸要素がどのようにお互いの宗教に取り込まれているか、その構造について述べている。そこにおいて氏は、仏教とヒンドゥー教双方には(1)「共有し得る要素」と(2)「共有し得ない要素」があり、(1)には例えばヤクシニーなどの半神やその修法、(2)には主たる尊格名や核となる教理などがあるという。そして、(2)以外で何らかの「共有し得ない要素」がある場合、それらの記述が改変、修正される、あるいは「降伏」と「再生」のようなイニシエーションを経た後、自宗教に取り込まれていることを、藤井氏は図も使用しながら明らかにしている。結論において、藤井氏はBTは豊富な儀軌の用例を含み、仏教とヒンドゥー教両者で共有し得る要素を備え、ヒンドゥー教にとっても有益であり再利用されるほど当時のインド人のニーズに答え得る文献であったと結んでいる。

本論文第II部「テキスト編 *Bhūtaḍāmaratantra*, BBT 10 章, HBT 11章 梵蔵漢対照テキスト、和訳」においては、藤井氏は第3章で扱ったBBTとHBTの8ヤクシニーの修法の箇所について、サンスクリット・テキスト校訂および和訳を行い、さらにBBTの漢訳、チベット語訳の対照テキストを示した。テキスト校訂の際にはBBTでは写本4本、HBTでは写本5本が用いられており、写本はいずれも藤井氏が直接インド、ネパールに赴き現地の研究所や考古局で入手、もしくは国内外の研究者間のネットワークにより入手したものである。刊本すら存在しないテキストの校訂および翻訳作業は大変な時間と労力、また困難を伴うが、氏の不断努力により精度の高いテキスト校訂と翻訳が完成した。BBT、HBTの和訳は本邦初訳であり、BBTのテキスト校訂は部分的にであっても世界でも前例がない。これらの校訂テキストと和訳は、インド学仏教学分野に貢献できる貴重な基礎研究といえることができる。

【審査結果】

本論文は、仏教版とヒンドゥー版が現存する*Bhūtaḍāmaratantra*を中心に、他の密教経典、ヒンドゥー教テキストをも参照しながら、仏教とヒンドゥー教がお互いの宗教の諸要素をどのように取り込んでいるのかを各テキストの記述内容の比較検討から詳細に述べたものである。そこにおいて藤井氏は、先に述べたように、両宗教が「共有し得る要素」は共有し、「共有し得ない要素」で絶対に変えられない要素以外は、合理的な改変や儀礼的な作業を行うことによって他宗教を取り込んでいくという両宗教の関係性の一つのモデルを提示することに成功したと考えられ、この点が氏の論文の新規性を持った特色であると評価できる。また本論文は、テキスト校訂や翻訳などの地道な作業も含み、基礎研究という点でも評価に値する。また、本論文は文学研究科（インド哲学仏教学専攻）の博士学位審査基準に照らしても妥当な研究内容であると認められる。

本審査委員会は、藤井明氏の博士学位請求論文について、所定の試験結果と上述の論文審査結果に基づき、全員一致をもって本学博士学位を授与するに相応しいものと判断した。